

申 立 書

(被扶養者氏名)

(続柄名)

(理 由)

年 月から 年 月支給分について

3ヶ月平均が150,000円以上となりましたが、扶養認定日以降この月から起算しても12か月間の収入は、180万円を超えない見込みであることを申し立てます。

なお、今後180万円以上の収入見込みとなった場合は速やかに届け出ることを申し添えます。

3ヶ月平均が150,000円以上となった後に、180万円以上となる見込みがあると申告した場合は、3ヶ月平均をとった翌月(4ヶ月目)の給与支給対象期間の初日から扶養取消されることに同意します。

結果的に180万円以上となった場合は速やかに届け出るとともに、最初に3ヶ月平均が150,000円以上となり、その中で最初に月額150,000円以上となった月の給与支給対象期間の初日から扶養取消されることに同意します。

もしくは、年金決定通知書または年金改定通知書を受け取った日が、年額180万円以上の収入になることがわかった日と考え、この日から認定取消されることに同意します。

文部科学省共済組合広島大学支部長 殿

令和 年 月 日
(自署)
